

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 富 田 林 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年11月22日（火）午後2時00分から 午後3時20分までの間	
開催場所	大阪府富田林警察署 4階講堂	
出席者	委員	西田会長 小西副会長 浅川委員 寺元委員 高橋委員 池田委員 三浦委員 浅野委員 八野委員 酒井委員
	警察	署長 副署長 地域課長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 地域課長代理（第二担当） 刑事課長代理（犯罪抑止戦略官） 交通課長代理 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>本日は、令和4年度第2回富田林警察署協議会に参加していただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、前回の警察署協議会の開催から約5か月が経過しました。その間、富田林警察署管内におきましては新聞やニュース等の報道で御存じのとおり「2歳女兒に対する保護責任者遺棄致死事件」「緊急走行中のパトカーの事故」「だんじり横転による死亡事故」等と、世間をにぎわす事件事故が発生しております。</p> <p>治安維持のために日々パトロール等していただいているところではありますが、お怪我には十分配意していただきたいと思えます。</p> <p>痛ましい事件事故を拝見した時に、再発防止をするために、警察の力だけではなく、富田林市等の行政と我々市民が一丸となることが重要であることを改めて痛感した次第でございます。</p> <p>そのための第一歩として、本日の警察署協議会が有意義な会議となることを心から願っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>本日は、本年度2回目の協議会を開催することができ、感謝申し上げます。</p>	

議事概要

本年6月15日に、第1回の協議会を開催させていただいてから、約5か月が過ぎましたが、その間、保護責任者遺棄致死事件、特殊詐欺の検挙、その他、参議院選挙に伴う警護や秋祭りの警備、その他にも報道等で大きく取り上げられた事件等の対応に当たりつつ、業務については、概ね滞りなく推移していると考えています。

ただ、パトカー緊急執行中の人身事故、秋祭りにおける死亡事故等が発生しており、

今後、同種事故が発生しないよう検証しているところであります。

本年も残り一か月余りとなりましたが、12月には、警察署の一年間の総仕上げとなる歳末警戒に当たります。

委員の皆様をはじめとする、管内の皆様の御協力をいただき、安心安全なまち富田林をつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 留置管理課長挨拶

4 業務報告

(1) 総務課

- ・ 富田林警察署員の体制について
- ・ 新人警察官の人員確保対策について
- ・ 非違事案防止教養について
- ・ 新型コロナウイルス感染対策について
- ・ 犯罪被害者週間について

(2) 会計課長

- ・ 遺失拾得業務について

(3) 刑事課長代理（犯罪抑止戦略官）

- ・ 富田林警察署管内における特殊詐欺の発生状況について

(4) 刑事課長

- ・ 犯罪発生状況について
- ・ 保護責任者遺棄致死事件の概要について
- ・ 窃盗（出店あらし）事件の検挙について
- ・ 不審火発生時の捜査について

(5) 生活安全課課長

- ・ ランニングパトロールの実施について

(6) 交通課長

- ・ 令和4年10月末における交通事故情勢について
- ・ 夕暮れ、夜間対策について
- ・ 二輪車対策の推進について
- ・ 自転車対策の推進について
- ・ 改正道路交通法の施行を見据えた自転車用ヘルメット着用の促

進について

- ・ 高齢者の運転免許自主返納の推進について

(7) 地域課長

- ・ 緊急執行中のパトカーによる交通事故の発生について
- ・ 地域課における特殊詐欺対策について
- ・ 山岳遭難の対応について

(8) 警備課長

- ・ 施設に対する警戒警備について
- ・ 安倍元総理の国葬警備について
- ・ 警衛、警護の実施について
- ・ 災害警備の強化について
- ・ 各種イベント等の雑踏警備について

(9) 副署長

- ・ 特殊詐欺の被害者に対する声かけについて
- ・ 山岳遭難未然防止対策について

5 議事

(1) 「自転車の利用者に対する交通違反」について

【委員】

自転車の悪質な交通違反について、警視庁はこれまで「警告」にとどめていた違反も刑事罰の対象となる交通切符「赤切符」を交付して検挙する方針を固めたとの報道がされていました。

具体的に、どういう違反の種類や「赤切符」を切られたらどうなるかを分かりやすく御教示いただきたい。

【警察】

自転車は、手軽で免許がいらないということから、ルールを軽視し、違反しても処罰されないと勘違いする利用者が多いようですが、軽車両として道路交通法の適用を受け、交通違反についても運転免許証が必要な車と同様の違反項目が適用されます。

ただ、免許証を必要としないため、反則通告制度の適用を受けず、交通違反で検挙されれば、赤切符で処理し検察庁に送致され、処罰を受けることになります。

例えば、信号無視違反で「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」、酒酔い運転違反で「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」と非常に厳しい処罰になります。

平成27年(6/1)に自転車運転者講習制度が開始され、信号無視、通行禁止違反、一時不停止等の対象となる15の違反行為で3年以内に2回以上検挙された、又は交通事故を起こした自転車運転者は、自転車運転者講習を受講する義務が生じ、これに従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられます。

一方で、自転車利用者のマナー向上については、違反取締りと併せ、交通安全教育等の地道な活動を継続して取り組んで参ります。

(2) 「新家東交差点付近の駐車車両」について

【委員】

新家東交差点付近の路上駐車は取締りをされていますか。

【警察】

新家東交差点周辺は、大きい商用施設等はないものの、同交差点の北東角にダーツバーやキックボクシングジム等があり、施設管理者対策を機会あるごとに継続しております。

特にジムでは、水、金曜日にジムが開店されており、保護者が車で送迎する、人乗り状態の駐車が散見されます。

なお、前回の協議会以降から新家東交差点周辺での駐車苦情は8件入っておりますが、その都度、現場に警察官を派遣し、適切に処理しています。

(3) 「信号のない交差点の草木」について

【委員】

佐備神山の信号から滝谷不動の方面に向かって右折しようとする、左側の畑の草木が高く伸びていて、左から来る車がよく見えなくて危ないです。

草木を刈ってもらうよう、指導してもらうことは可能ですか。

【警察】

現場を確認したところ、佐備神山交差点から南に進行し、府道森屋狭山線と交わる一旦停止規制のある交差点だと思われま

す。同交差点の東方には畑がありますが、雑草が生い茂り左方の視認性が悪くなっているとのことですが、雑草の撤去等は、道路を管理する富田林土木等が管理していることから、当署から富田林土木に対し、市民の御意見として申入れを行いました。

(4) 「自転車のヘルメット着用」について

【委員】

自転車用のヘルメット着用義務の時期等を教えていただきたい。

【警察】

本年4月から公布されており、1年以内に施行されます。

自転車用のヘルメットについては、努力義務ということで全世代対象になっています。

罰則はありませんが、自分の身を守るために着用していただきたいと思